

PTAのしおり

(令和4年11月21日現在)



ふじみ野市立駒西小学校

ふじみ野市駒西 3-6-1

TEL 049-261-5915

FAX 049-266-2753

P T A活動の内容説明

【できる人が、できるときに、できることを】

1. はじめに

ふじみ野市立駒西小学校（以下、「本校」という）は昭和42年に開校し、それに伴ってP T Aも組織されました。

今まで多くの方々によって積極的な諸活動がなされ、その活動はP T A会則に基づき運営されています。その内容の要点を次にまとめます。

2. 総 会

総会は本P T Aの最高議決機関です。挙げた議案に対し、全会員で審議し議決します。総会は全会員の5分の1以上の議決権行使書をもって成立し、議決はその過半数でこれを決めます。但し、WEB開催の場合はこの限りではありません。

・ 定期総会は年度内に1回開催され、次の内容が審議されます。

- (1) 前年度の決算（会計）や活動の報告
- (2) 新年度の予算（会計）や活動計画の提案
- (3) 新役員の承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他必要な事項の審議及び議決

事前に定期総会資料を提示いたしますので、内容をご確認の上、積極的なご意見をお願いいたします。

・ 臨時総会は、P T A会長が必要と認めた場合や会員の10分の1以上の人から要望があった時に開催します。

3. 本部役員の役割と活動

本部役員はすべてのP T A活動の統括及び学校との連絡調整を行います。

- (1) 会長はP T Aを代表して会務を総理します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会務を遂行します。
- (3) 書記は文書類の作成・管理を行います。
- (4) 会計はP T A予算の会計事務を行います。
- (5) 次年度本部役員及び会計監査の選出活動を行います。

4. 校外委員会の役割と活動

校外委員は学校外での児童に関わる活動を扱う委員会です。

- (1) 全会員の協力により、定期的に登校指導を行います。
- (2) 児童の通学路の安全に努め、地域の危険な場所の発見に対応します。
- (3) 会員や地域の交通安全の意識向上のための活動を行います。
- (4) 災害時(地震・台風・水害・大雪等)に学校との連絡を密にし、通学路の安全に努めます。
- (5) 子ども110番の家の協力家庭へ訪問します。
- (6) 通学班名簿を作成します。
- (7) P T A行事への協力を行います。

5. 学校支援ボランティア

本P T Aでは、児童の幸福な成長と会員同士の親睦を図るために、次のボランティアを設けて諸活動を行います。また、年度途中の募集で応募があった場合には、年度途中からの活動も可能とします。

応募がない場合にはその活動の開催を見送ります。

- (1) 広報誌ボランティア
P T Aの活動、学校の活動の様子を伝えるための広報誌【駒】を発行します。
そのための原稿作成・写真の手配・製作・発行作業を行います。
- (2) ベルマークボランティア
ベルマークの仕分け・集計・発送に協力します。
- (3) 読み聞かせボランティア
児童の読書活動の一助として、年に数回協力をします。
- (4) 卒業関連対応ボランティア
6年生への卒業ファイルの色決め・記念品の選定等を行います。
- (5) ふじみ野市交通安全母の会ボランティア
ふじみ野市交通安全母の会主催の活動に協力します。
- (6) その他ボランティア
運動会、家庭教育学級等開催やP T A行事へ協力、及び地域との連携も図ります。

6. 会計監査の役割と活動

会計監査は予算が適切に使われたかを調査、確認し会員に報告します。

- (1) 決算の監査を行い定期総会へ報告します。
- (2) 会計監査は原則として年度末に実施します。(随時会計監査は可能)
- (3) 通帳原本と関係書類の照合を必要時期に実施します。

7. P T A会費

(1) P T A会費の金額

P T A会費は一世帯単位(複数児童が在籍している場合も一世帯)、年額2,000円とします。(埼玉県P T A安全互助会費100円を含む)会費は原則として年額を一括納入します。但し、金額は定期総会で変更、見直すことができます。

(2) 会費の集金方法

集金袋を各家庭に配布しますので、児童を通じて担任に提出してください。

※詳細は「P T A会計規程」をご覧ください。

(3) 会計資料の保管と閲覧

- (ア) 会計資料作成後、10年間保存します。
- (イ) 会員は誰でも、会計資料の閲覧の請求ができます。
- (ウ) 前項の請求を受けた時、P T A本部は閲覧の時期・方法を指定します。

8. P T A役員を選出方法

P T A役員は本部役員、会計監査及び校外委員正副委員長から構成され、選出方法は「P T A役員選考規程」に基づいて行われ、具体的には次の様になっています。

- (1) 本部役員 (9～16名) P:保護者、T:教職員

・会長 (P:1名)	・副会長 (P:2～7名 T:1名)
・書記 (P:2～3名 T:1名)	・会計 (P:2～3名)

 ※本部役員については、総会で承認を得ます。
- (2) 会計監査 (2名) ※本部役員同様に、総会で承認を得ます。
- (3) 校外委員正副委員長 (正:1名 副:1名)
※正副委員長は校外委員の中から選出します。

駒西小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、ふじみ野市立駒西小学校PTAと称し、事務局を駒西小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、駒西小学校児童の幸福な成長と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は目的を達成するため、次の事業を行うこととする。

1. 家庭と学校の緊密な連携によって、児童の健全な育成に努める。
2. 児童の生活環境を良くする。
3. 学校教育の充実と進展に努める。
4. 会員相互の修養と親睦を図る。
5. 児童の教育・福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
6. その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 活動方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教に関わることなく、また営利を目的とした行為は行わない。
2. 本会は、本会の役員の中で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
3. 本会は、学校の諸問題について意見具申等を行うことはあるが、人事及び管理運営に直接干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、本校在籍児童の保護者と教職員とする。

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第7条 会員は、会費を納めるものとする。

第5章 会計

第8条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第9条 本会の会費は、総会で決定した額とする。

第10条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第6章 本部役員

第13条 本会は次の本部役員を置くこととする。

- ・会 長 1名（保護者1名）
- ・副会長 3～8名（ 〃 2～7名、教職員1名）
- ・書記 3～4名（ 〃 2～3名、教職員1名）
- ・会計 2～3名（ 〃 2～3名）

第14条 本部役員の選出は、PTA役員選考規程に基づき実施する。

第15条 本部役員の任期は原則として2年とする。但し、本会の運営維持上、必要な場合はこれを妨げない。

第16条 就任は4月1日からとする。但し、その年度の定期総会で承認されるため、就任前の本部会にて仮承認を得てその年度の定期総会までは仮就任とする。

第17条 本部役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。また、総会を開催する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
3. 書記は会議を記録し、文章の作成・保管及び庶務にあたる。
4. 会計は予算に基づいて一切の会計事務を処理し、本会の財産を保管する。
5. 次年度本部役員及び会計監査の選出活動を行う。

第7章 会議と運営

第18条 本会は活動を円滑にするために、次の会議を置き運営する。

1. 総会
2. 校外委員会

第19条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

1. 総会は決算・事業報告・本部役員及び会計監査の承認と、予算・事業計画・会則の改正・その他重要事項を審議する。
2. 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年度内1回開催されるものとし、臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった場合において会長がこれを開催する。開催方法は、書面開催及びWEB開催を原則とする。
3. 総会は全会員の5分の1以上の議決権行使書をもって成立し、議決はその過半数でこれを決する。但し、WEB開催の場合はこの限りでない。
4. WEB総会は全会員の3分の1以上の異議がなければ議決とする。

第20条 本会は第3条の活動及び事業を行うため、校外委員会及び学校支援ボランティアを設ける。

第21条 校外委員会は、各地区の子供会から選出された委員と教職員をもって構成し、必要事項の企画を行い執行する。

第22条 各会員は次のことを行うこととする。

1. 学級と家庭との密接な連携を図り、児童の教育に関する意見の交換に努める。
2. 学級経営に対して協力・援助に努める。
3. 募集されたボランティア活動に可能な範囲で参加し、学校運営に対して協力・援助に努める。

第23条 校長は全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第24条 本会は必要に応じて顧問および相談役を若干名置くことができる。

1. 会長は必要に応じて顧問および相談役を任命することができる。
2. 顧問および相談役は本会の重要事項に関し、諮問に応じる。

第8章 本部役員及び会計監査の選出活動

第25条 本部役員及び会計監査の選出は本部役員が行う。

第26条 本部役員及び会計監査を総会に推薦し、承認を得る。

第27条 本部役員及び会計監査に欠員があったときは臨時総会で承認を経て補充することができる。但し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第28条 本活動は業務規程を別に定める。

第9章 会計監査

第29条 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第10章 会則・規程・細則の改正及び廃止

第30条 この会則は総会成立のための全会員の5分の1以上の議決権行使書のうち、その過半数の賛成をもって改正することができる。

WEB総会においては全会員の3分の1以上の異議がなければ改正することができる。

改正案は総会の1週間前までに会員に提示しなければならない。

第31条 本会の運営に関して必要な規程・細則は、本部会の議決を経て改正及び廃止することができる。必要に応じて臨時総会の議案とすることもできる。

附 則

本会則は、昭和42年7月11日より施行する。

昭和46年 4月29日 一部改正

47年 4月29日 //

49年 4月29日 //

51年 5月 1日 //

53年 4月28日 //

58年 4月30日 //

平成 3年 4月 1日 //

8年 4月26日 //

9年 4月24日 //

10年 4月23日 //

13年 4月17日 //

13年 9月29日 //

15年12月 1日 //

16年12月 3日 //

17年12月 1日 //

19年 3月 6日 //

26年 4月30日 //

27年 3月10日 //

令和 元年 12月6日 //

令和 4年 1月31日 //

令和 4年11月21日 //

規程及び細則

駒西小学校PTA役員選考規程

<本規程の根拠>

第1条 本規程は、ふじみ野市立駒西小学校PTA会則第14条及び第31条に基づき定める。

<目的>

第2条 本規程は、駒西小学校PTA役員の選出を公平・公正にして適切に行うことを目的とする。

<選出役員の範囲>

第3条 会長・副会長・本部書記・本部会計及び会計監査は、本部役員選出活動をへて総会で承認を得る。

第4条 校外委員を各地区の子供会から1～2名選出する。校外委員は正副委員長各1名を選出する。欠員が生じたときは、PTA役員及び校外委員の細則に基づいて補充する。

第5条 PTA本部役員に欠員が生じたときは、PTA役員選考規程のそれぞれの条項に基づいて補充し臨時総会で承認を得る。

第6条 PTA役員の選出に関して、同年度に他のPTA役員を兼務することはできないものとする。但し、本人が希望する場合はこの限りではない（会計監査の兼務を除く）。

<選出本部役員への特典>

第7条 本部役員の任期中は、PTA役員及び校外委員を兼務できないものとする。但し、本人が希望する場合はこの限りではない（会計監査の兼務を除く）。

第8条 本部役員の任期終了以降、PTA役員の選出対象外とする。但し、本人が希望する場合はこの限りではない。

<本規程の改正>

第9条 本規程は、本部会において改正することができる。

<本規程の施行>

第10条 本規程は、平成9年4月24日より施行する。

附 則

平成18年12月 1日	一部改正
24年 4月27日	〃
26年 4月30日	〃
27年 3月10日	〃
27年 9月15日	〃
29年 1月24日	〃
令和 4年11月21日	〃

駒西小学校本部役員選出活動の業務規程

第1条 適当な時期に本部役員及び会計監査の応募用紙を会員に配布する。

第2条 本部役員及び会計監査の立候補者が定数を超えた場合は、立候補者を集め調整する。

第3条 立候補者が定数に満たない場合、その旨を会員に報告し、再度立候補者を募る。

駒西小学校PTA役員及び校外委員の細則

第1条

1. 全PTA会員は、本校在籍期間（6年間）において、本部役員・会計監査・顧問および相談役・校外委員に就くことができる。また、各会員の再任についてはこれを妨げない。同年度に駒西小学校PTA役員を兼務することはできないものとする。但し、本人が希望する場合はこの限りではない。
2. 本部役員経験者は就任以降のPTA役員選出の対象外とする。但し、本人が希望する場合はこの限りではない。
3. こすもす学級に在籍する児童の保護者は、PTA役員選出の対象外とする。但し、本人が希望する場合はこの限りではない。また、こすもす学級に在籍する児童の卒業後に弟妹が普通学級に在籍する場合においてもPTA役員選出の対象外とする。
4. 令和1年度までの、PTA各委員会の正副委員長経験者、又は、全ての兄弟姉妹でPTA役員経験者（学級委員・広報委員・成人厚生委員・本部役員推薦委員・校外委員会の正副委員長・会計監査）は、PTA役員選出の対象外とする。但し、本人が希望する場合はこの限りではない。
本項（第1条4項）は令和6年度までの適用とし、令和7年3月31日に削除する。

第2条 会計監査は、PTA役員として位置づけるものとする。但し、他のPTA役員及び校外委員を兼務することはできないものとする。

第3条 顧問及び相談役は、必要時にPTA役員として位置づけるものとする。

第4条

1. 校外委員は、各地区子供会からの選出であるため、PTA役員として位置づけない。但し、正副委員長はPTA役員として位置づけるものとする。
2. 校外委員は、人員の配分について決定次第すみやかにPTA本部へ報告する。人員に変更が生じた場合も同様とする。
3. 校外委員会は委員会内の活動内容については必要に応じて変更できるが、地域活動に関わる内容については、PTA本部に情報の共有と、変更内容の事前の承認を得なければならない。
4. 以下の条件を満たしている保護者は、所属する地区子供会の判断により、校外委員の選出対象外とする。但し、個人、及び、地区により事情が異なるため、所属する地区子供会の判断に従うものとする。
 - (ア) こすもす学級に在籍の児童の保護者。
 - I. 同時に在籍する普通学級の兄弟姉妹も含めて、引き受けることが難しい場合には、所属する地区子供会へ、自己申告し、その承諾をもって選出対象外となる。
 - II. こすもす学級に在籍の児童が卒業後も、普通学級の弟妹について、同様の措置をとることとする。
 - (イ) 引き受けることが難しい正当な理由が認められた保護者。
 - I. 保護者の持病等、家庭の都合により活動に協力が困難な場合、所属する地区子供会へ、自己申告し、協議することができる。
5. 以下の条件を満たしている保護者は校外正副委員長の選出対象外とする。
尚、校外委員会へ自己申告とし、立候補についてはこの限りではない。（PTA本部で経験者の確認は可能）
 - (ア) 令和1年度までに、PTA各委員会の正副委員長を経験、又は、すべての兄弟姉妹でPTA役員を経験した保護者。
本項（第4条5項（ア））は令和6年度まで適用とし、令和7年3月31日に削除する。
 - (イ) 過去に1度、校外委員会の正副委員長のいずれかを経験した保護者。
 - (ウ) 本部役員経験者。

(エ) こすもす学級に在籍の児童の保護者。

I. 同時に在籍する普通学級の兄弟姉妹も含めて、選出対象外とする。

II. こすもす学級に在籍の児童が卒業後も、普通学級の弟妹について、同様の措置をとることとする。

第5条

この細則は平成17年12月1日より施行する。

附 則

平成24年 4月27日 一部改正

26年 4月30日 //

27年 3月10日 //

30年 1月23日 //

令和 4年11月21日 //

駒西小学校PTA旅費規程

第1条 本部会が必要と認めた場合、会員が見学・下見・講演会等の参加に要する交通費・参加費・資料代・食事代（一食を限度とする）等の一部を補助することができる。但し、本部会後の案件については会長が決裁し、次回本部会で承認するものとする。

駒西小学校PTA会計規程

<会 費>

第1条 PTA会費は年額2,000円とする。（会費1,900円、安全互助会費年額100円）

<世帯単位>

第2条 会費は一世帯単位とし、複数在籍している世帯においては最年少児童を基本とする。

<会費の集金方法と管理>

第3条 毎年始めに集金日を指定し、児童が集金袋により納入するものとする。納入は原則として一括払いとする。

1. 「PTA会費集金のお知らせ」及び集金袋を各家庭に配布します。
2. 必要事項を記入の上、児童を通じて各担任に提出します。
3. 会計が担任より受領し、本部役員で集計します。
4. 会計が会費を管理し、保管します。

<転入・転出児童の扱い>

第4条 年度途中での会費の納入、返金はなしとする。

<会費の使い道>

第5条 主に安全互助会の加入費、広報誌の作成にかかる費用、卒業証書ファイル及び卒業記念品の購入費、転出職員へのお礼の品の購入等に使います。

駒西小学校PTA 個人情報取扱規則

<目的>

第1条 この個人情報取扱規則は、ふじみ野市立駒西小学校PTA（以下、本会という。）が保有する個人情報の適切な取扱いを定めることにより、活動の円滑な運営を図るとともに、会員個人の権利・利益を保護することを目的とする。

<責務>

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を厳守するとともに、PTA活動における個人情報の保護に努めるものとする。

<管理者・取扱者>

第3条 本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は役員及び校外委員とする。

<周知>

第4条 個人情報取扱の方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

<収集方法>

第5条 個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、本会がふじみ野市駒西小学校から提供される個人情報については、学校側が適切な周知及び利用目的の明示を行うものとする。

<利用目的>

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会員、役員及び登校班などの名簿作成と管理
- (2) 会費集金と管理
- (3) 発行書類への掲載、書類の送付

<取扱・管理>

第7条 1. 原則として、本人の同意を得て収集した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。範囲が不明な場合は、管理者の判断を求めるものとする。
2. 個人情報を取扱う電子機器については、ウィルス対策ソフトなどの適切な状態を保ち、電子メールを含む持ち出し時は、必要最低限の個人情報に限定し、パスワードなど暗号化する。
3. 退会などにより不要となった個人情報、本人から利用停止、削除を求められたときは適切かつ速やかに利用停止、破棄するものとする。

<第三者提供の制限>

第8条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

<漏えい時等の対応>

第9条 個人情報漏えい等（紛失含む。）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者および本人に報告し適切かつ迅速な処理に務める。

<改正>

第10条 本規則は、本部会において改正することができる。

附則 本規則は、令和5年4月1日より施行する。